

小規模事業者持続化補助金のご案内

「持続化給付金」とは異なる制度です。「持続化給付金」については[こちら](#)をご覧ください。

- 「小規模事業者持続化補助金」は、小規模事業者の方々が行う販路開拓や生産性向上の取り組みに要する経費の一部を支援する国の制度です。
- 現在、<一般型>と、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向けの<コロナ特別対応型>の2種類があります。それぞれの概要などについては、以下をご参照ください。
 - [持続化補助金の手引き <一般型> <コロナ特別対応型> 申請に関する Q&A](#)
 - [「あなたは何型？早わかりチャート」](#)
 - <コロナ特別対応型> 解説動画（中小企業基盤整備機構） [全体編](#) [事業再開枠編](#)

コロナ特別対応型

- ◇ 第5回（最終）受付の締め切りは、2020年12月10日（木）です。
【日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局に申請書類一式を提出。同日必着】
- ◇ 公募要領、申請様式、様式記入例などを[日本商工会議所のウェブサイト](#)から入手（ダウンロード）し、申請書類を作成してください。
- ◇ 第5回への申請に関する問い合わせ先は次の通りです。

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局

☎ 03-6747-4600（9:30～12:00 / 13:00～17:30 土日祝日・年末年始除く）

大阪商工会議所 コロナ特別対応型 持続化補助金 申請サポートデスク（電話・メール）

※12月9日（水）まで設置

- 大阪市外の事業者の方々は最寄りの商工会議所・商工会へお問い合わせください。
- 同デスクでは対面でのご相談を承っておりません。

☎ 06-6944-6376（9:00～12:00 / 13:00～17:00 土日祝日除く）

✉ jizokuka*osaka.cci.or.jp

（セキュリティのため、@を*にして記載しています。*を@に変えて送信してください）

第5回への申請以外の問い合わせ先

☎ 03-6447-5485（日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局）

9:30～12:00 / 13:00～17:30 土日祝日・年末年始除く

◇ 大阪商工会議所では、大阪市内の事業者の方々を対象に、申請書類の作成などに関するご相談や「(様式3) 支援機関確認書」の交付を支部で承ります (ご来訪にあたっては必ず事前に支部へ電話でご連絡ください)。詳しくは以下をご覧ください。

※商工会議所が交付する「(様式3) 支援機関確認書」がなくても応募申請ができます。同確認書の有無は採択審査に影響いたしません。

● 申請書類の作成などに関する相談および「(様式3) 支援機関確認書」交付申し込みについて

<大阪市による「売上減少の証明書」の交付について>

大阪市内の事業者で、「令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>」での概算払いによる即時交付を希望される方は、別途、大阪市から「売上減少の証明書」の交付を受けてください。

交付申請の方法などは[大阪市のウェブサイト](#)をご覧ください。

一 般 型

◇ 第4回受付の締め切りは、2021年2月5日(金)です。

【日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局に申請書類一式を提出。当日消印有効】

◇ 公募要領、申請様式、様式記入例などを[日本商工会議所のウェブサイト](#)から入手(ダウンロード)し、申請書類を作成してください。

◇ 大阪商工会議所では、大阪市内の事業者の方々を対象に、<一般型>への応募申請に必要な「(様式4) 事業支援計画書」の交付や申請書類の作成などに関するご相談を支部で承ります (ご来訪にあたっては必ず事前に支部へ電話でご連絡ください)。詳しくは以下をご覧ください。

● 「(様式4) 事業支援計画書」の交付申し込みについて

以 上